

森林法の一部を改正する法律案新旧対照条文

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（全国森林計画等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 全国森林計画においては、次に掲げる事項を、地勢その他の条件を勘案して主として流域別に全国の区域を分けて定める区域ごとに当該事項を明らかにすることを旨として、定めるものとする。</p> <p>一～三の二（略）</p> <p>三の三 公益的機能別森林施業（水源のかん養の機能その他の森林の有する公益的機能の別に応じて、当該森林の伐期の間隔の拡大及び伐採面積の規模の縮小その他の当該森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業をいう。第十一条第四項第二号ロにおいて同じ。）を推進すべき森林（以下「公益的機能別施業森林」という。）の整備に関する事項</p> <p>四～七（略）</p> <p>三～11（略）</p> <p>（地域森林計画）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～四の二（略）</p>	<p>（全国森林計画等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 全国森林計画においては、次に掲げる事項を、地勢その他の条件を勘案して主として流域別に全国の区域を分けて定める区域ごとに当該事項を明らかにすることを旨として、定めるものとする。</p> <p>一～三の二（略）</p> <p>三の三 特定森林施業（複層林施業その他の森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業をいう。以下同じ。）を推進すべき森林（以下「特定施業森林」という。）の整備に関する事項</p> <p>四～七（略）</p> <p>三～11（略）</p> <p>（地域森林計画）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一～四の二（略）</p>

四の三 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

五〇八（略）

三・四（略）

（国有林の地域別の森林計画）

第七条の二（略）

2 前項の森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一（略）

二 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内に

おける施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

三（略）

三〇六（略）

（市町村森林整備計画）

第十条の五（略）

2 市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇五（略）

六 公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内に

おける施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項

七〇二（略）

三〇八（略）

四の三 特定施業森林の区域（以下「特定施業森林区域」という。）の基準その他特定施業森林の整備に関する事項

五〇八（略）

三・四（略）

（国有林の地域別の森林計画）

第七条の二（略）

2 前項の森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一（略）

二 特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法

その他特定施業森林の整備に関する事項

三（略）

三〇六（略）

（市町村森林整備計画）

第十条の五（略）

2 市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇五（略）

六 特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法

その他特定施業森林の整備に関する事項

七〇二（略）

三〇八（略）

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる私有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採年齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 第十一条第四項の規定に係る森林施業計画(その変更につき第十二条第三項において準用する第十一条第四項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められている伐採をする場合

四 十 (略)

2 (略)

(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)

第十条の九 市町村の長は、前条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採年齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと

(伐採の届出)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる私有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採年齢その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 第十一条第五項(第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。)又は第十八条の二第三項の規定に係る森林施業計画(その変更につき第十二条第三項において準用する第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められている伐採をする場合

四 十 (略)

2 (略)

(伐採の計画の変更命令等)

第十条の九 市町村の長は、前条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採年齢に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、

認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。

2 (略)

3 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行つて
いる伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方
法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する
計画に従つていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採
後の造林の計画に従つて伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずる
ことができる。

(森林施業計画)

第十一条 森林所有者等は、単独で又は共同して、これを一体として整備
することを相当とするものとして政令で定める基準に適合する森林につ
き、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林施業計
画を作成し、これを当該森林施業計画の対象とする森林の所在地の属す
る市町村の長に提出して、当該森林施業計画が適当であるかどうかにつ
き認定を求めることができる。

2 森林施業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 対象とする森林についての森林施業の実施に関する長期の方針
- 二 その対象とする森林についての所在場所別の面積、人工植栽に係る
森林とその他の森林との区別、樹種又は林相、林齢及び立木の材積

その伐採の計画を変更すべき旨を命ずることができる。

2 (略)

3 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行つて
いる伐採が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法又は伐採齢に関
する計画に従つていないと認めるときは、その者に対し、その伐採の計
画に従つて伐採すべき旨を命ずることができる。

(森林施業計画)

第十一条 森林所有者は、農林水産省令で定めるところにより、五年を一
期とする森林施業計画を作成し、これを当該森林施業計画の対象とする
森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林施業計画が適当
であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 森林施業計画は、当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につ
き、当該森林所有者が定める森林施業に関する長期の方針に基づいて、
作成しなければならない。

3 森林施業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 対象とする森林についての所在場所別の面積、人工植栽に係る
森林とその他の森林との区別、樹種又は林相、林齢及び立木の材積

- 三 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法（間伐に関する事項を除く。）
- 四 造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法
- 五 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法
- 六 保育の種類別の面積
- 七 その他農林水産省令で定める事項
- 3 第一項の規定による認定の請求は、農林水産省令で定める書類を添えてしなければならない。
- 4 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林施業計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該森林施業計画が適当である旨の認定をするものとする。
- 一 第二項第一号に掲げる長期の方針が、森林施業計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。
- 二 第二項第三号から第六号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。
- イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準
- 二 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法（間伐に関する事項を除く。）
- 三 造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法
- 四 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法
- 五 保育の種類別の面積
- 六 その他農林水産省令で定める事項
- 4 第一項の規定による認定の請求は、第二項の森林施業に関する長期の方針を記載した書面その他の農林水産省令で定める書類を添えてしなければならない。
- 5 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林施業計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該森林施業計画が適当である旨の認定をするものとする。
- 一 森林施業計画の対象とする森林（政令で定めるものを除く。）の規模に応じ、森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、政令で定める樹種又は林相の改良、植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準に適合していること。

ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準

三 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。

(森林施業計画の変更)

第十二条 前条第四項の認定を受けた森林所有者等（以下「認定森林所有者等」という。）は、次に掲げる場合には、当該森林施業計画を変更しなければならぬ。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

一 当該認定森林所有者等が当該森林施業計画の対象とする森林の一部につき森林所有者等でなくなつた場合

二 当該認定森林所有者等が次条の規定による通知を受けた場合

2 認定森林所有者等は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林施業計画の変更を必要とする場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

3 前二項の規定による認定の請求については、前条第三項及び第四項の

二 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。

(森林施業計画の変更)

第十二条 前条第五項の認定を受けた森林所有者（以下「認定森林所有者」という。）は、次に掲げる場合には、当該森林施業計画を変更しなければならぬ。この場合には、当該認定森林所有者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

一 当該認定森林所有者が当該森林施業計画の対象とする森林の一部につき森林所有者でなくなつた場合、当該認定森林所有者が当該森林施業計画の対象とする森林以外の森林につき新たに森林所有者となつた場合その他当該森林施業計画の対象とする森林と当該認定森林所有者が森林所有者である森林との範囲が異なることとなつた場合

二 当該認定森林所有者が次条の規定による通知を受けた場合

2 認定森林所有者は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林施業計画の変更を必要とする場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

3 前二項の規定による認定の請求については、前条第二項、第四項及び

規定を準用する。この場合において、同項中「当該森林施業計画の内容」とあるのは、「当該変更後の森林施業計画の内容」と、「当該森林施業計画が適当である」とあるのは、「当該変更が適当である」と読み替えるものとする。

(森林施業計画の変更に関する通知)

第十三条 市町村の長は、第十一条第四項の認定に係る森林施業計画（その変更につき前条第三項において準用する第十一条第四項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの。）の内容が同項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなつたと認めるときは、当該森林施業計画に係る認定森林所有者等に対し、当該森林施業計画を変更すべき旨を通知しなければならない。

(森林施業計画の遵守)

第十四条 認定森林所有者等は、災害その他やむを得ない理由による場合を除き、当該森林施業計画の対象とする森林の施業について当該森林施業計画を遵守しなければならない。

(森林施業計画に係る森林の伐採等の届出)

第十五条 認定森林所有者等は、当該森林施業計画の対象とする森林につき立木の伐採又は造林をした場合その他農林水産省令で定める場合には

第五項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「森林施業計画」とあるのは、「当該変更後の森林施業計画」と、「作成し」とあるのは、「作成されたものとなるように」と、同条第五項中「当該森林施業計画の内容」とあるのは、「当該変更後の森林施業計画の内容」と、「当該森林施業計画が適当である」とあるのは、「当該変更が適当である」と読み替えるものとする。

(森林施業計画の変更に関する通知)

第十三条 市町村の長は、第十一条第五項の認定に係る森林施業計画（その変更につき前条第三項において準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの。）の内容が同項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなつたと認めるときは、当該森林施業計画に係る認定森林所有者等に対し、当該森林施業計画を変更すべき旨を通知しなければならない。

(森林施業計画の遵守)

第十四条 認定森林所有者等は、災害その他やむを得ない理由による場合を除き、当該森林施業計画の対象とする森林の施業について当該森林施業計画を遵守しなければならない。

(森林施業計画に係る森林の伐採等の届出)

第十五条 認定森林所有者等は、当該森林施業計画の対象とする森林につき立木の伐採又は造林をした場合その他農林水産省令で定める場合には

、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならない。

(認定の取消し)

第十六条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林施業計画に係る第十一条第四項の認定を取り消すことができる。

一 認定森林所有者等が、第十二条第一項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかったとき。

二 認定森林所有者等が、第十四条の規定に違反していると認められるとき。

三 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

(死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力等)

第十七条 第十一条から第十三条まで、第十五条若しくは前条の規定又はこれらの規定に基づく農林水産省令の規定によつてした処分、手続、その他の行為は、第十一条第一項の規定による認定の請求をした者又は認定森林所有者等が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合には、その包括承継人に対しても、その効力を有する。

2・3 (略)

第十八条 削除

農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならない。

(認定の取消し)

第十六条 市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林施業計画に係る第十一条第五項の認定を取り消すことができる。

一 認定森林所有者等が、第十二条第一項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかったとき。

二 認定森林所有者等が、第十四条の規定に違反していると認められるとき。

三 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。

(死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力等)

第十七条 第十一条から第十三条まで、第十五条若しくは前条の規定又はこれらの規定に基づく農林水産省令の規定によつてした処分、手続、その他の行為は、第十一条第一項の規定による認定の請求をした者又は認定森林所有者等が死亡し、合併により解散し、又は分割をした場合には、その包括承継人に対しても、その効力を有する。

2・3 (略)

(数人共同の森林施業計画)

第十八条 森林所有者は、数人共同して、次に掲げる森林につき、一の森

林施業計画を作成し、これを第十一条第一項の市町村の長に提出して、当該森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

一 当該森林所有者が森林所有者である森林の全部

二 当該森林所有者が森林所有者である森林で、森林施業の合理化を図るためには森林所有者が共同して施業することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するもの

2 前項の森林施業計画に関しては、第十一条から前条までの規定の適用があるものとする。この場合において、当該森林施業計画が同項第一号に掲げる森林に係るものであるときは、第十一条第二項中「当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める」とあるのは、「当該森林所有者が共同して定める」と、第十二条第一項中「次に掲げる場合には」とあるのは「次に掲げる場合には、共同して」と、当該認定森林所有者のうち森林所有者でなくなった者があるときは、その者を除き共同して」と、同条第二項中「変更を必要とする場合には」とあるのは「変更を必要とする場合には、共同して」とし、当該森林施業計画が前項第二号に掲げる森林に係るものであるときは、第十一条第二項中「当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める」とあるのは「当該森林所有者が共同して定める」と、同条第五項第一号中「森林施業計画の対象とする森林（政令で定めるものを除く。）の規模に応じ、森林生産の保続」とあるのは「森林生産の保続」と、第十二条第一項中「次に掲げる場合には」とあるのは「次に掲げる場合には、共同して（当該認定森林所有者のうち当該森林施業計画の対象とする森林につき森林所有者でなくなった者がある」と

きは、その者を除き共同して」と、同項第一号中「森林所有者でなくなつた場合、当該認定森林所有者が当該森林施業計画の対象とする森林以外の森林につき新たに森林所有者となつた場合その他当該森林施業計画の対象とする森林と当該認定森林所有者が森林所有者である森林との範囲が異なることとなつた場合」とあるのは「森林所有者でなくなつた場合」と、同条第二項中「変更を必要とする場合には」とあるのは「変更を必要とする場合には、共同して」とする。

(特定森林施業計画)

第十八条の二 特定施業森林区域内に存する森林の森林所有者は、当該森林の全部又は一部につき、第十一条第一項の規定による認定の請求に代えて、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする特定森林施業の実施に関する森林施業計画（以下「特定森林施業計画」という。）を作成し、これを当該特定森林施業計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該特定森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 特定森林施業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 その対象とする森林についての特定森林施業の実施に関する長期の方針

二 その対象とする森林についての所在場所別及び施業の方法別の面積、人工植栽に係る森林とその他の森林との区別、樹種又は林相、林齢及び立木の材積

三 伐採する森林についての所在場所別及び施業の方法別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法間伐に関する事項を除く。

- 四 造林する森林についての所在場所別及び施業の方法別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法
 - 五 間伐を実施する森林についての所在場所別及び施業の方法別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法
 - 六 保育の種類別の面積
 - 七 その他農林水産省令で定める事項
- 3 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該特定森林施業計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該特定森林施業計画が適当である旨の認定をするものとする。
 - 一 前項第一号に掲げる長期の方針が、特定森林施業計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。
 - 二 前項第二号に規定する施業の方法が、複層林施業その他の政令で定める特定森林施業のいずれかに該当すること。
 - 三 前項第三号から第六号までに掲げる事項が、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして政令で定める特定森林施業の実施に関する基準に適合していること。
 - 四 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。
 - 4 第十一条第五項（第十二条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の認定を受けた森林所有者が前項の規定による認定を受けた場合には、当該認定に係る特定森林施業計画の対象とする森林の全部又は一部を対象とする森林施業計画に係る第十一条第五項の認定は、前項の認定に係る特定森林施業計画の始期においてその効力を失う。

第十八条の三 前条第三項の認定を受けた森林所有者は、当該森林所有者が森林所有者である森林（特定森林施業計画の対象とする森林を除く。次項並びに次条第三項及び第四項において同じ。）につき、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林施業計画（以下「一般森林施業計画」という。）を作成し、これを当該一般森林施業計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該一般森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

2 一般森林施業計画は、当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める森林施業に関する長期の方針に基づいて、作成しなければならない。

3 第一項の森林所有者については、第十一条第三項から第五項まで及び第十二条から第十七条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村の長は、第一項の森林所有者が一般森林施業計画について農林水産省令で定める期間内に前項の規定により適用される第十一条第五項の認定を受けられなかった場合には、前条第三項の認定を取り消すものとする。

（数人共同の特定森林施業計画）

第十八条の四 特定施業森林区域内に存する森林の森林所有者は、数人共同して、当該森林のうち次に掲げるものにつき、一の特定森林施業計画を作成し、これを第十八条の二第一項の市町村の長に提出して、当該特定森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

- 1 当該森林所有者が森林所有者である森林の全部又は一部
- 2 当該森林所有者が森林所有者である森林で、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るためには森林所有者が共同して施業することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するもの
- 3 前項の特定森林施業計画に関しては、第十八条の二の規定の適用があるものとする。
- 4 第一項第一号の森林につき第十八条の二第三項の認定を受けた森林所有者は、当該森林所有者が森林所有者である森林につき、農林水産省令で定めるところにより、一の一般森林施業計画を作成し、これを当該一般森林施業計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出し、当該一般森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならぬ。
- 5 前項の一般森林施業計画は、当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が共同して定める森林施業に関する長期の方針に基づいて、作成しなければならない。
- 6 第三項の森林所有者については、第十一条第三項から第五項まで、第十二条から第十七条まで及び前条第四項の規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 7 第一項第二号の森林につき第十八条の二第三項の認定を受けた森林所有者については、第十二条から第十七条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定の適用に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(数市町村にわたる事項の処理等)

第十九条 森林施業計画の対象とする森林の所在地が二以上の市町村にわたる場合には、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十七条までの規定において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。

一・二 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十一条第四項の規定による認定(第十二条第三項において準用する第十一条第四項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。)又は第十三条の規定による通知をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十一条第四

(数市町村にわたる事項の処理等)

第十九条 森林施業計画(一般森林施業計画及び特定森林施業計画を含む。以下この条、第三十四条第十項、第三十四条の二第四項及び第九百九十一条において同じ。)の対象とする森林の所在地が二以上の市町村にわたる場合には、第十一条(第十八条の三第三項及び前条第五項の規定により適用される場合を含む。第三項及び第四項において同じ。)、第十二条及び第十三条(第十八条の三第三項並びに前条第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。第三項において同じ。)、第十五条から第十七条まで(第十八条の三第三項並びに前条第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。第四項において同じ。)、第十八条、第十八条の二、第十八条の三(前条第五項の規定により適用される場合を含む。第四項において同じ。)、並びに前条において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。

一・二 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十一条第五項若しくは第十八条の二第三項の規定による認定(第十二条第三項において準用する第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による変更の認定を含む。次項において同じ。)(又は第十三条の規定による通知をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十一条第五

項の規定による認定又は第十六条の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、関係市町村の長にその旨を通知しなければならない。

(保安林における制限)

第三十四条 (略)

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一〇六 (略)

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これら申請のすべて)につき同項の許可をすることもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するもので

項若しくは第十八条の二第三項の規定による認定又は第十六条若しくは第十八条の三第四項の規定による認定の取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、関係市町村の長にその旨を通知しなければならない。

(保安林における制限)

第三十四条 (略)

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一〇六 (略)

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これら申請のすべて)につき同項の許可をすることもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度をこえることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するもので

あり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をするとすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をするとすれば当該伐採の限度を超えないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。

5 (略)

6 第一項又は第二項の許可には、条件を付することができる。

7～9 (略)

10 都道府県知事は、第八項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があつた場合（同項の規定による届出にあつては、第一項第四号に係るものに限る。）には、農林水産省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第十一条第四項の規定に係る森林施業計画（その変更につき第十二条第三項において準用する第十一条第四項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）の対象とする森林に係るものである場合は、この限りでない。

（保安林における間伐の届出等）

あり、かつ、その申請（当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて）につき同項の許可をするとすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度をこえることとなるが、その一部について同項の許可をするとすれば当該伐採の限度をこえないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。

5 (略)

6 第一項又は第二項の許可には、条件を附することができる。

7～9 (略)

10 都道府県知事は、第八項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があつた場合（同項の規定による届出にあつては、第一項第四号に係るものに限る。）には、農林水産省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第十一条第五項（第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。）又は第十八条の二第三項の規定に係る森林施業計画（その変更につき第十二条第三項において準用する第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による認定があつたときは、その変更後のもの）の対象とする森林に係るものである場合は、この限りでない。

（保安林における間伐の届出等）

第三十四条の二（略）

2・3（略）

4 都道府県知事は、第一項の規定により間伐の届出書が提出された場合（前項の規定により届出書の提出がなかつたものとみなされる場合を除く。）には、農林水産省令で定めるところにより、当該間伐に係る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該間伐が、第十一条第四項の認定に係る森林施業計画（その変更につき第十二条第三項において準用する第十一条第四項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）の対象とする森林に係るものである場合は、この限りでない。

第三十四条の二（略）

2・3（略）

4 都道府県知事は、第一項の規定により間伐の届出書が提出された場合（前項の規定により届出書の提出がなかつたものとみなされる場合を除く。）には、農林水産省令で定めるところにより、当該間伐に係る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該間伐が、第十一条第五項（第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。）又は第十八条の二第三項の認定に係る森林施業計画（その変更につき第十二条第三項において準用する第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による認定があつたときは、その変更後のもの）の対象とする森林に係るものである場合は、この限りでない。

改 正 案	現 行
<p>（森林施業計画の特例）</p> <p>第十二条 森林法第十条の五第一項の規定により市町村森林整備計画をたてた市町村の長は、<u>同法第十一条第四項の規定による森林施業計画の認定</u>（同法第十二条第三項において準用する同法第十一条第四項の規定による変更の認定を含む。）をしようとする場合において、当該森林施業計画の対象とする森林の全部又は一部が要整備森林であるときは、当該森林施業計画の内容が<u>同項各号に掲げる要件のすべてを満たすほか</u>、第九条の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められるときでなければ、当該認定をしてはならない。</p> <p>2 前項の認定を受けた者についての森林法第十三条の規定の適用については、<u>同条中「同項各号に掲げる要件」とあるのは、「同項各号に掲げる要件及び保安林整備臨時措置法第九条の規定により地域森林計画に定められている事項」とする。</u></p>	<p>（森林施業計画の特例）</p> <p>第十二条 森林法第十条の五第一項の規定により市町村森林整備計画をたてた市町村の長は、<u>同法第十一条第五項（同法第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。）又は第十八条の二第三項の規定による森林施業計画の認定</u>（同法第十二条第三項において準用する同法第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による変更の認定を含む。）をしようとする場合において、当該森林施業計画の対象とする森林の全部又は一部が要整備森林であるときは、当該森林施業計画の内容が<u>同法第十一条第五項各号に掲げる要件</u>（当該森林施業計画が同法第十八条の二第一項に規定する特定森林施業計画である場合には、<u>同条第三項各号に掲げる要件</u>）のすべてを満たすほか、<u>第九条の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められるときでなければ、当該認定をしてはならない。</u></p> <p>2 前項の認定を受けた者についての森林法第十三条（同法第十八条の三第三項並びに第十八条の四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。）の規定の適用については、<u>同法第十三条中「同項各号に掲げる要件」とあるのは、「同項各号に掲げる要件及び保安林整備臨時措置法第九条の規定により地域森林計画に定められている事項」とする。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（事業の種類）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 組合は、前項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 組合員のための森林施業計画の作成</p> <p>十一〇十六（略）</p> <p>三〇十（略）</p>	<p>（事業の種類）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 組合は、前項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 組合員のための森林施業計画（<u>森林法第十八条の二第一項に規定する特定森林施業計画を含む。第百一条第一項第十二号において同じ。</u>）の作成</p> <p>十一〇十六（略）</p> <p>三〇十（略）</p>

改正案	現行
<p>（農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 農林漁業金融公庫が第三条第一項の認定を受けた者（森林法第十一条第四項の認定を受けた者に限る。）に対し第三条第一項の認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の二に掲げるもの（森林法第十一条第四項の認定に係る森林施設計画（公益的機能別施設森林区域（同法第五条第二項第四号の三に規定する公益的機能別施設森林区域をいう。）内に存する森林（政令で定めるものを除く。）に係る部分に限る。次条第一項第一号において同じ。）に従つて施設を行うのに必要なものに限る。）の貸付けを行う場合における貸付金の利率、償還期限（据置期間を含む。）及び据置期間は、農林漁業金融公庫法第十八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ年七分以内、三十五年以内及び十五年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとする。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（農林漁業信用基金の特例等）</p> <p>第六条 農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）第二十七条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p>	<p>（農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 農林漁業金融公庫が第三条第一項の認定を受けた者（森林法第十八条の二第三項の認定を受けた者に限る。）に対し第三条第一項の認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の二に掲げるもの（森林法第十八条の二第三項の認定に係る特定森林施設計画（政令で定めるものを除く。次条第一項第一号において同じ。）に従つて施設を行うのに必要なものに限る。）の貸付けを行う場合における貸付金の利率、償還期限（据置期間を含む。）及び据置期間は、農林漁業金融公庫法第十八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ年七分以内、三十五年以内及び十五年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとする。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（農林漁業信用基金の特例等）</p> <p>第六条 農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）第二十七条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。</p>

一 第三条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る同条第二項第三号の措置（造林についての措置であつて森林施業の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの又は林業経営の維持についての措置であつて森林法第十一条第四項の認定に係る森林施業計画に従つて施業を行うのに必要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。）を実施するのに必要な長期かつ無利子の資金の融通を行うこと。

二 四（略）

2・3（略）

一 第三条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る同条第二項第三号の措置（造林についての措置であつて森林施業の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの又は林業経営の維持についての措置であつて森林法第十八条の二第三項の認定に係る特定森林施業計画に従つて施業を行うのに必要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。）を実施するのに必要な長期かつ無利子の資金の融通を行うこと。

二 四（略）

2・3（略）

森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（森林施業計画の変更等）

（森林施業計画の変更等）

第六条 森林法第十一条第四項の認定を受けた森林所有者は、当該認定に係る森林施業計画（公益的機能別施業森林区域（同法第五条第二項第四号の三に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内に存する森林であつて政令で定めるものに係る部分を除く。以下同じ。）の対象とする前条第一号の区域内に存する森林で農林水産省令で定める基準に適合するもの（以下「対象森林」という。）がある場合には、当該森林施業計画を変更し、対象森林に係る森林の保健機能の増進を図るための計画（以下「森林保健機能増進計画」という。）を当該森林施業計画の全部又は一部として定め、同法第十二条第二項の認定を求めることができる。森林所有者が同法第十一条第四項の規定による森林施業計画の認定を求める場合においても、同様とする。

第六条 森林法第十一条第五項（同法第十八条の三第三項の規定により適用される場合を含む。）又は第十八条の二第三項の認定を受けた森林所有者（同法第十八条又は第十八条の四の規定に基づき、数人共同して、同法第十一条第五項又は第十八条の二第三項の認定を受けたものを含む。）は、当該認定に係る森林施業計画（同法第十八条の二第一項に規定する特定森林施業計画（政令で定めるものを除く。以下同じ。）及び同法第十八条の三第一項に規定する一般森林施業計画を含む。以下同じ。）の対象とする前条第一号の区域内に存する森林で農林水産省令で定める基準に適合するもの（以下「対象森林」という。）がある場合には、当該森林施業計画を変更し、対象森林に係る森林の保健機能の増進を図るための計画（以下「森林保健機能増進計画」という。）を当該森林施業計画の全部又は一部として定め、同法第十二条第二項（同法第十八条の三第三項並びに第十八条の四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。）の認定を求めることができる。森林所有者が同法第十条第五項（同法第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。第四項において同じ。）又は第十八条の二第三項の規定による森林施業計画の認定を求める場合においても、同様とする。

2 森林保健機能増進計画には、対象森林に係る森林法第十一条第二項各

2 森林保健機能増進計画には、対象森林に係る森林法第十一条第三項各

号に掲げる事項並びに対象森林の区域内において整備しようとする森林保健施設の位置、種類、規模、配置及び構造並びにその実施時期並びに当該施設の維持運営に関する事項を記載しなければならない。

3 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該請求に係る森林施業計画の内容が森林法第十一条第四項各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件のすべてを満たすときでなければ、その認定をしてはならない。

一〜四（略）

4 市町村の長は、森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林施業計画について森林法第十一条第四項の規定による認定（同法第十二条第三項において準用する同法第十一条第四項の規定による変更の認定を含む。以下「特定認定」という。）をしようとするときは、都道府県知事の同意を得なければならない。

5 第一項の規定により特定認定を受けた者（以下「特定認定森林所有者」という。）についての森林法第十三条及び第十四条の規定の適用については、同法第十三条中、「同項各号に掲げる要件」とあるのは、「同項各号に掲げる要件及び森林の保健機能の増進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六条第三項各号に掲げる要件」と、同法第十四条中、「森林の施業」とあるのは、「森林の施業（特別措置法第六条第二項に規定する事項の実施を含む。）」とする。

号に掲げる事項（当該森林保健機能増進計画が特定森林施業計画の全部又は一部として定められる場合には、同法第十八条の二第二項各号に掲げる事項）並びに対象森林の区域内において整備しようとする森林保健施設の位置、種類、規模、配置及び構造並びにその実施時期並びに当該施設の維持運営に関する事項を記載しなければならない。

3 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該請求に係る森林施業計画の内容が森林法第十一条第五項各号に掲げるもの（当該請求に係る森林施業計画が特定森林施業計画である場合には、同法第十八条の二第三項各号に掲げるもの）のほか、次に掲げる要件のすべてを満たすときでなければ、その認定をしてはならない。

一〜四（略）

4 市町村の長は、森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林施業計画について森林法第十一条第五項又は第十八条の二第三項の規定による認定（同法第十二条第三項において準用する同法第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による変更の認定を含む。以下「特定認定」という。）をしようとするときは、都道府県知事の同意を得なければならない。

5 第一項の規定により特定認定を受けた者（以下「特定認定森林所有者」という。）についての森林法第十三条及び第十四条の規定（これらの規定が同法第十八条の三第三項並びに第十八条の四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。）の適用については、同法第十三条中、「同項各号に掲げる要件」とあるのは、「同項各号に掲げる要件及び森林の保健機能の増進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六条第三項各号に掲げる要件」と、同法第十四条中、「森林の施業」とする。

とあるのは、「森林の施業（特別措置法第六条第二項に規定する事項の実施を含む。）とする。」とする。

改 正 案

現 行

<p>（事業計画） 第四条（略） 2～7（略） 8 都道府県知事は、第一項の認定を受けた森林所有者等が森林法第十九条第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた者であるときは、農林水産大臣に第一項の認定をした旨を通知しなければならない。</p>	<p>（事業計画） 第四条（略） 2～7（略） 8 都道府県知事は、第一項の認定を受けた森林所有者が森林法第十九条第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた者であるときは、農林水産大臣に第一項の認定をした旨を通知しなければならない。</p>
<p>（森林施業計画の変更の特例） 第十条 森林法第十一条第四項の認定を受けた森林所有者等（以下「認定森林所有者等」という。）が、立木の伐採に関し、当該認定に係る森林施業計画（その変更につき同法第十二条第三項において準用する同法第十一条第四項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）の内容と異なる内容の事業計画について第四条第一項又は第五条第一項の認定を受けた場合には、当該認定森林所有者等は、当該森林施業計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣又は都道府県知事。第三項において同じ。）に当該森林施業計画の変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。</p>	<p>（森林施業計画の変更の特例） 第十条 森林法第十一条第五項（同法第十八条の三第三項の規定により適用される場合を含む。）又は同法第十八条の二第三項の認定を受けた森林所有者（同法第十八条又は第十八条の四の規定に基づき、数人共同して、同法第十一条第五項又は第十八条の二第三項の認定を受けたものを含む。）以下「認定森林所有者」という。）が、立木の伐採に関し、当該認定に係る森林施業計画（その変更につき同法第十二条第三項において準用する同法第十一条第五項の規定その他政令で定める規定による認定があつたときは、その変更後のもの）の内容と異なる内容の事業計画について第四条第一項又は第五条第一項の認定を受けた場合には、当該認定森林所有者は、当該森林施業計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者は、農林水産省令で定めるところにより、</p>

2 前項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求については、森林法第十二条第三項中「前二項」とあるのは、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第十条第一項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 市町村の長は、認定森林所有者等が第一項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求をせず、又は請求したが当該認定を受けられなかった場合には、当該森林施業計画に係る森林法第十一条第四項の認定を取り消すことができる。

遅滞なく、市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣又は都道府県知事。第三項において同じ。）に当該森林施業計画の変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。

2 前項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求については、森林法第十二条第三項中「前二項」とあるのは、「木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第十条第一項」と読み替えて、同項（同法第十八条の三第三項並びに第十八条の四第五項及び第六項の規定により適用される場合を含む。）の規定を適用する。

3 市町村の長は、認定森林所有者が第一項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求をせず、又は請求したが当該認定を受けられなかった場合には、当該森林施業計画に係る森林法第十一条第五項（同法第十八条の三第三項及び第十八条の四第五項の規定により適用される場合を含む。）又は第十八条の二第三項の認定を取り消すことができる。